

大網白里市告示第 1 号

騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域、同法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により指定する区域並びに騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表の備考の規定により定める区域を次のとおり定める。

平成25年1月1日

大網白里市長 金 坂 昌 典

- 1 法第3条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により同項第1号に規定する用途地域として定められた地域とする。
- 2 法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 時間及び区域の区分ごとの規制基準は、別表第1のとおりとする。
 - (2) 別表第1に掲げる第1種区域、第2種区域及び第3種区域の区分は、別表第2のとおりとする。
 - (3) 別表第1に掲げる第2種区域及び第3種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、同表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別

養護老人ホーム

- 3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定により指定する区域は、別表第2に掲げる第1種区域に該当する区域、第2種区域に該当する区域及び第3種区域に該当する区域とする。
- 4 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の規定により定める区域は、別表第3のとおりとする。

別表第1

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時から午後7時まで	朝・夕 午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル

別表第2

区域の区分	該当地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
第2種区域	第1種住居地域、第2種住居地域及び第1特別地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（ただし、第1特別地域を除く。）

備考

- 1 この表において「第1種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」及び「準工業地域」とは、都市計画法第8条第1項の規定により同項第1号に規定する地域として定められた地域をいう（別表第3において同じ。）。

- 2 この表において「第1特別地域」とは、準工業地域のうち、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域をいう（別表第3において同じ。）。

別表第3

区域の区分	該当地域
a 区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b 区域	第1種住居地域、第2種住居地域及び第1特別地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（ただし、第1特別地域を除く。）